

第1部 計画に関する基本的事項

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

- 本市では、これまで8次にわたり、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定した高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者施策を展開。また、3次にわたり、地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定し、「互助による地域づくり」を広め、市全体が支え合う社会を作っていくための施策を展開。
- 平成29年度の社会福祉法改正により、地域福祉計画は福祉の各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置づけられた。
- 超高齢社会に対応するため、これまで地域包括ケアシステムの構築をすすめてきたが、さらに、地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要となり、その両方を実現するため、「市町村老人福祉計画(高齢者福祉計画)」と地域福祉計画を一体的に策定することで、地域包括ケアシステム及び地域共生社会の構築を包括的、効果的に推進していく。

2 計画の性格、位置づけ

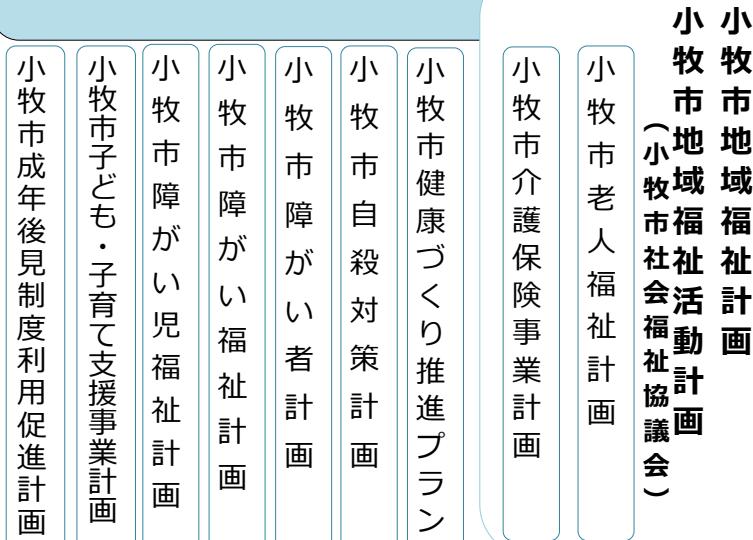
◆ 計画の根拠

- 社会福祉法第107条
- 老人福祉法第20条 8
- 介護保険法第117条

◆ 市の他計画との関係

【上位計画】 小牧市まちづくり推進計画
第1次基本計画

【福祉分野の上位計画】
小牧市地域包括ケア推進計画



3 計画の期間

令和6年度～令和11年度の6年間

※介護保険事業計画は、令和6年度～令和8年度の3年間

4 計画の策定体制

庁内外の策定体制を記載予定

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

住民一人ひとりが役割を持ち、支え合い、その人らしく暮らし続けることができる地域社会、『地域共生社会』の実現を目指す。

→詳細は資料5を参照

2 基本的な考え方

- ①地域包括ケアシステムの構築
- ②地域共生社会の実現
- ③協働と役割
- ④SDG s (持続可能な開発目標)の視点

今後、国から新たに指針が発出された場合、修正の可能性あり

第2部 分野別計画

I 地域福祉分野

地域福祉計画

1 地域福祉を取り巻く現状と課題

(1) 小牧市の現状と将来推計

※人口、高齢者数、障害者手帳所持者数、外国人数、生活保護受給世帯数など

2 アンケート調査(地域福祉に関するアンケート調査)結果等の概要

※基本統計データやアンケート調査結果を整理

3 地域福祉圏域

- 第1層:小牧市全域
- 第2層:日常生活圏域 (小牧南部・小牧中部・小牧西部・味岡・篠岡・北里)
- 第3層:16小学校区
- 第4層:129区(自治会)

4 施策体系

地域福祉計画の体系図

5 基本計画

・再犯防止計画を含む。

地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)

- 1 地域福祉を取り巻く現状と課題
- 2 アンケート調査(地域福祉に関するアンケート調査)結果等の概要
- 3 地域福祉圏域
- 4 施策体系
地域福祉活動計画の体系図
- 5 基本計画

地域福祉計画参照

II 高齢者福祉分野

老人福祉計画

1 高齢者福祉を取り巻く現状と課題

(1) 小牧市の現状と将来推計

※人口、高齢者数、要介護(要支援)認定者数、認知症高齢者数など

2 アンケート調査(一般高齢者、介護保険認定者等に関するアンケート調査)結果等の概要

※基本統計データやアンケート調査結果を整理

3 日常生活圏域

- 第1層:小牧市全域
- 第2層:日常生活圏域 (小牧南部・小牧中部・小牧西部・味岡・篠岡・北里)

4 施策体系

老人福祉計画の体系図

5 基本計画

介護保険事業計画

- 1 高齢者福祉を取り巻く現状と課題
- 2 アンケート調査(一般高齢者、介護保険認定者等に関するアンケート調査)結果等の概要
※介護保険事業所調査を含む
- 3 日常生活圏域
- 4 施策体系
介護保険事業計画の体系図
- 5 基本計画

老人福祉計画参照